第２　教育委員会と組織

第２　教育委員会と組織

１　教育委員会

（１）教育委員会

教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、都道府県、市町村等に置くこととされ、教育長と教育委員をもって組織する合議制の執行機関で、福生市では条例により５人の委員を置くことが規定されています。

教育長及び教育委員は市長が議会の同意を得て任命し、教育長の任期は３年、教育委員の任期は４年で、再任されることができると規定されています。

教育長職務代理者は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員が教育長の職務を代行します。

また、毎月開催する教育委員会の会議において、教育行政に関する基本方針や重要事項を決定します。

（令和５年６月１日現在）

職　　名	氏　名　・　就任日	任　　期
教　育　長	石　田　　周 令和　３年　４月　１日	令和３年　４月　１日 ～ 令和６年　３月 31 日
教育長職務代理者	野　口　哲　也 平成 28 年　７月　１日	令和２年　７月　１日 ～ 令和６年　６月 30 日
委　　員	渡　辺　浩　行 平成 19 年 10 月　３日	令和元年 10 月　３日 ～ 令和５年 10 月　２日
委　　員	加　藤　孝　子 平成 25 年 10 月 21 日	令和３年 10 月 21 日 ～ 令和７年 10 月 20 日
委　　員	新　藤　美知子 平成 28 年 10 月　１日	令和２年１０月　１日 ～ 令和６年　９月 30 日
委　　員	宇　田　　剛 令和５年 ４月　１日	令和５年　４月　１日 ～ 令和９年　３月 31 日

（２）教育委員会の会議

福生市教育委員会会議規則第３条第２項で、「定例会は、毎月 1 回開会する。」とされています。また、臨時会は、必要に応じて開催します。

開催月	定例会　日程
1	令和５年　１月２５日（水）
2	令和５年　２月１５日（水）
3	令和５年　３月２２日（水）
4	令和５年　４月２１日（金）
5	令和５年　５月２６日（金）
6	令和５年　６月２８日（金）
7	令和５年　７月２１日（金）
8	令和５年　８月１８日（金）
9	令和５年　９月２５日（月）
10	令和５年１０月２７日（金）
11	令和５年１１月１７日（金）
12	令和５年１２月２０日（水）

（3）歴代教育長

氏　　名	就　任　年　月　日	退　任　年　月　日	備　　考
秋　山　誠　一	昭和27年11月　1日	昭和29年　3月31日	初代
大　野　忠　一	昭和29年　4月　1日	昭和31年　9月30日	2代
大久保　林　作	昭和31年10月　1日	昭和32年　5月　7日	3代
橋　本　兵五郎	昭和32年　8月　1日	昭和38年12月31日	4代
篠　崎　俊　夫	昭和39年　2月　8日	昭和43年　6月30日	5代
町　田　倍　二	昭和43年10月　1日	昭和55年　9月30日	6代
森　田　　猛	昭和55年10月　1日	昭和63年　9月30日	7代
來住野　和　也	昭和64年　1月　4日	平成13年　1月　3日	8代
宮　城　眞　一	平成13年　1月　4日	平成25年　1月　3日	9代
川　越　孝　洋	平成25年　1月　4日	令和3年　3月31日	10代　※
石　田　　周	令和　3年　4月　1日		11代

※　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による就任は平成27年4月1日

（4）歴代教育委員

氏　　名	就　任　年　月　日	退　任　年　月　日	備　　考
横　田　寿　照	昭和27年11月　1日	昭和35年　9月30日	
川　窪　金　吉	昭和27年11月　1日	昭和30年　9月30日	助役就任により退任
平　井　初五郎	昭和27年11月　1日	昭和31年　9月30日	
町　田　キ　ク	昭和27年11月　1日	昭和31年　9月30日	
田　村　利　一	昭和27年11月　1日	昭和30年　6月27日	議会選出
	昭和35年10月　1日	昭和40年　7月　3日	
	※昭和39年5月11日辞職、昭和39年10月1日再就任		
秋　山　誠　一	昭和27年11月　1日	昭和29年　3月31日	
大　野　忠　一	昭和29年　4月　1日	昭和31年　9月30日	
並　木　　秀	昭和30年　6月　1日	昭和31年　9月30日	議会選出
	昭和35年10月　1日	昭和41年　9月30日	
野　島　カ　ヤ	昭和31年10月　1日	昭和34年　9月30日	
村　野　喜　平	昭和31年10月　1日	昭和35年　9月30日	
原　茂　幾　造	昭和31年10月　1日	昭和35年　9月30日	
大久保　林　作	昭和31年10月　1日	昭和32年　5月　7日	
橋　本　兵五郎	昭和32年　8月　1日	昭和38年12月31日	
石　川　常太郎	昭和34年10月　1日	昭和38年　9月30日	
高　橋　三　郎	昭和35年10月　1日	昭和40年　9月30日	
関　　長　吉	昭和38年10月　1日	昭和42年　9月30日	
篠　崎　俊　夫	昭和39年　2月　8日	昭和43年　6月30日	収入役就任により退任

氏　　名	就　任　年　月　日	退　任　年　月　日	備　　考
設　樂　美　知	昭和40年　8月17日	昭和43年　9月30日	
山　崎　良之助	昭和40年10月21日	昭和48年10月20日	
井　上　卓　三	昭和42年　3月24日	昭和50年　3月23日	
斎　藤　　博	昭和42年10月　1日	昭和50年　9月30日	
田　村　政　一	昭和43年10月　1日	昭和51年　9月30日	
町　田　倍　二	昭和43年10月　1日	昭和55年　9月30日	
來住野　元　一	昭和48年10月21日	昭和60年10月20日	
木　村　和　男	昭和50年　6月16日	平成　3年　6月15日	
野　島　茂　雄	昭和50年10月　3日	昭和62年10月　2日	
高　崎　弥太郎	昭和51年10月　1日	昭和63年　9月30日	
森　田　　猛	昭和55年10月　1日	昭和63年　9月30日	
大　野　達　夫	昭和60年10月21日	平成　5年10月20日	
上　沼　舜　二	昭和62年10月　3日	平成　7年10月　2日	
田　村　征　利	昭和63年10月　1日	平成12年　9月30日	
來住野　和　也	昭和64年　1月　4日	平成13年　1月　3日	
前　原　照　美	平成　3年　6月16日	平成15年　6月15日	
山　田　　豊	平成　5年10月21日	平成17年10月20日	
清　水　希　益	平成　7年10月　3日	平成19年10月　2日	
長谷川　貞　夫	平成12年10月　1日	平成24年　9月30日	
宮　城　眞　一	平成13年　1月　4日	平成25年　1月　3日	
平　野　裕　子	平成15年　6月16日	平成28年　6月30日	
加　藤　美　子	平成17年10月21日	平成25年10月20日	
渡　辺　浩　行	平成19年10月　3日		
德　永　喜　昭	平成24年10月　1日	平成28年　9月30日	
川　越　孝　洋	平成25年　1月　4日	平成27年　3月31日	法改正による退任
加　藤　孝　子	平成25年10月21日		
坂　本　和　良	平成27年　4月　1日	令和　5年　3月31日	
野　口　哲　也	平成28年　7月　1日		
新　藤　美知子	平成28年10月　1日		
宇　田　　剛	令和　5年　4月　1日		

（5）歴代教育委員長

氏　　名	就　任　年　月　日	退　任　年　月　日	備　　考
横　田　寿　照	昭和27年11月　1日	昭和35年　9月30日	初代
田　村　利　一	昭和35年10月　1日	昭和40年　7月　3日	2代
	※昭和39年5月11日辞職、昭和39年10月1日再就任		
並　木　　秀	昭和40年11月　8日	昭和41年　9月30日	3代
関　　長　吉	昭和42年　3月27日	昭和42年　9月30日	4代
設　樂　美　知	昭和42年10月　4日	昭和43年　9月30日	5代
山　崎　良之助	昭和43年10月　1日	昭和48年10月20日	6代
斎　藤　　博	昭和48年10月21日	昭和50年　9月30日	7代
田　村　政　一	昭和50年10月21日	昭和51年　9月30日	8代
來住野　元　一	昭和51年10月　1日	昭和60年10月20日	9代
木　村　和　男	昭和60年10月21日	昭和61年10月20日	10代
野　島　茂　雄	昭和61年10月21日	昭和62年10月　2日	11代
木　村　和　男	昭和62年10月　6日	平成　3年　6月15日	12代
大　野　達　夫	平成　3年　6月17日	平成　5年10月20日	13代
上　沼　舜　二	平成　5年10月21日	平成　7年10月　2日	14代
田　村　征　利	平成　7年10月　3日	平成12年　9月30日	15代
前　原　照　美	平成12年10月　1日	平成15年　6月15日	16代
山　田　　豊	平成15年　6月16日	平成17年10月20日	17代
清　水　希　益	平成17年10月21日	平成19年10月　2日	18代
長谷川　貞　夫	平成19年10月　3日	平成24年　9月30日	19代
平　野　裕　子	平成24年10月　1日	平成27年　3月31日	20代　※

※　法改正による委員長職の廃止

2　組織

（1）組織図及び職員数（正規職員数）

令和５年４月１日現在

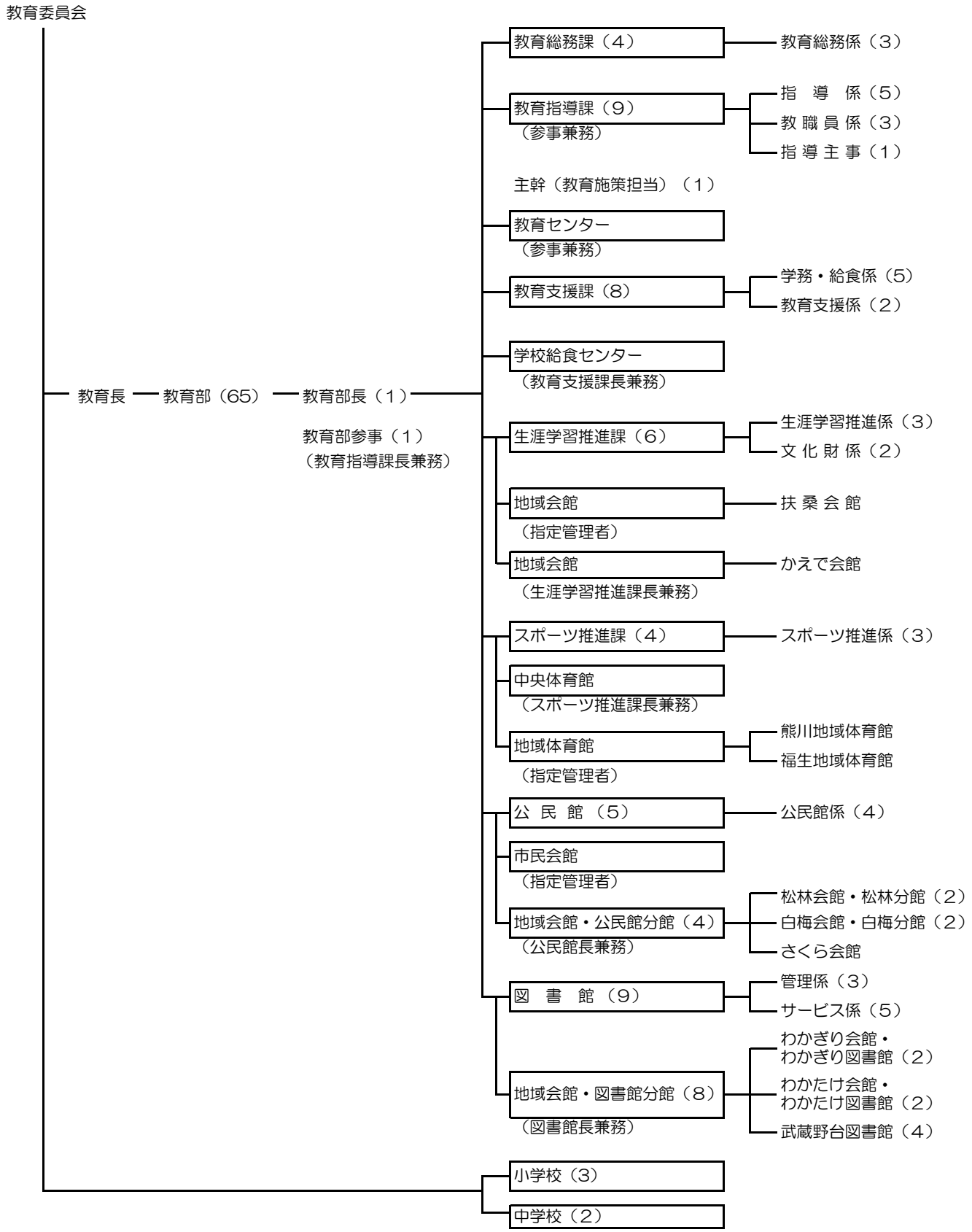

（2）教育委員会事務局と主な所管事務

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局を置くこととされ、福生市教育委員会事務局処務規則で次のとおり定めています。

課	係	所管事務
教育総務課	教育総務係	教育委員会等の開催、条例・規則等の制定・改廃、公印の管理、教育委員会表彰、文書の審査、職員の任免その他人事、入学資金融資のあっ旋、私立学校に関すること、学校市職員の連絡調整、市民等からの相談・要望（教育支援課教育支援係所管事項を除く。）、学校の設置及び廃止の手続、通学路に関すること、教育広報の編集発行、学校施設の管理運営、諸調査及び統計に関すること、他の課の主管に属さないこと
教育指導課	指導係	教育計画、教育課程、学習指導、生活指導、教職員（事務職員以外）の研修、学校行事及び校外学習、教科用図書の採択、指導に係る諸調査及び統計、教材教具・副読本及び準教科書の届出承認、その他教育指導に関すること
	教職員係	都費負担教職員の人事、給与等、服務監督、福利厚生及び保健衛生、事務職員の研修、教職員に係る諸調査及び統計、その他教職員に関すること
教育支援課	学務・給食係	学齢児童及び生徒の就学、児童生徒の転学退学、学級編制、通学区域、学校保健、災害共済、就学援助、学校給食、学校給食センター運営審議会、防災食育センター、学校給食費及び教職員等給食費
	教育支援係	教育相談、特別支援教育、教育支援委員会、教育センター
生涯学習推進課	生涯学習推進係	社会教育委員の会議開催、社会教育団体の育成及び援助、地域会館（扶桑会館、かえで会館）及びプチギャラリーの管理、扶桑会館の指定管理者の指導・監督、成人式事業、子ども議会の開催、ＰＴＡに関すること、学校と地域の連携に関すること
	文化財係	文化財の保護、文化財保護審議会の開催、郷土資料室の管理運営、市史刊行物等の管理
スポーツ推進課	スポーツ推進係	スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員、社会体育団体の育成、社会体育施設の管理運営、社会体育施設の指定管理者（地域体育館・市営プール）の指導・監督

（３）教育機関

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、地方公共団体は、法律の定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健、若しくは福利厚生に関する施設その他尚必要な教育機関を設置することができると規定されています。

ア　小学校・中学校（P28 に掲載）

学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが、これを設置することができます。

福生市では小学校７校、中学校３校を設置しており、小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なもの、また、中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を行っています。

イ　教育センター（P57 に掲載）

教育センターは、教育に関する専門的、技術的事項の研究開発及び教育情報、教育関係職員の研修、学校不適応児童及び生徒に対する支援や教育相談を行っています。

ウ　給食センター（防災食育センター）（P59 に掲載）

防災食育センターは、避難所・災害備蓄庫・応急給食施設等の総合的な防災施設をそなえ、平常時には給食センターとして学校給食を提供する災害時対応施設です。児童・生徒を対象に、健全な心と体の成長を目指すと共に生涯にわたり通用する食生活習慣を育み、自立できる児童・生徒を育成する給食を実施しています。

エ　公民館（P69 に掲載）

公民館は、住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されています。具体的には、各種の学級、教室及び講座の開設や、講習会等の開催を行っています。

オ　図書館（P77 に掲載）

図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、市民の皆さんの利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置されています。

（4）その他の施設

教育委員会が所管する各施設で、福生市における文化財の展示施設や、また、市民の方等が利用できる文化、体育及びレクリエーション等の振興のために供されている施設です。

ア　郷土資料室（生涯学習推進課文化財係所管）（P93 に掲載）

郷土資料室は、福生の歴史や文化、自然と関係のある資料を収集・調査・保存し、展示している施設です。

イ　旧ヤマジュウ田村家住宅（生涯学習推進課文化財係所管）（P93 に掲載）

旧ヤマジュウ田村家住宅は、国登録有形文化財（建造物）に登録された明治 35 年築の大型民家です。主屋及び二棟の土蔵を一般公開しています。

ウ　プチギャラリー（生涯学習推進課生涯学習推進係所管）（P99 に掲載）

プチギャラリーは、文化の向上のため、文化活動等の成果を発表できる展示施設です。

エ　体育館及び屋外体育施設（スポーツ推進課及び指定管理者による管理運営）（P85～88 に掲載）

体育館及び屋外体育施設（野球場、競技場、テニスコート、プールなど）は、市民の方が健康で豊かな生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる施設です。

また、熊川地域体育館、福生地域体育館及び市営プールは指定管理者による管理運営を行っています。

オ　市民会館（指定管理者による管理運営）（P98 に掲載）

市民会館は、大・小ホール、集会室等を有し、芸術文化の振興を図るため、公演、展示等の支援や開催を行っている施設です。

また、指定管理者による管理運営を行っています。

カ　茶室「福庵」（公民館所管）（P99 に掲載）

茶室「福庵」は、本座敷「竹の間」（8 畳）、「松の間」（6 畳）、「茶室」（3 畳台目席）、立礼席を有し、茶道、華道、邦楽など、多目的に利用できる市民の文化の向上及びコミュニティの育成に寄与するための施設です。

キ　地域会館（施設ごとに所管）（P99～100 に掲載）

地域会館は、会議室、集会室等を有し、地域社会の福祉の増進と文化の向上を図るための施設です。

３　教育委員会表彰

教育委員会では、教育、学術、技術、体育又は文化の振興において特に功績があった市民の方等を表彰しています。表彰の対象者は、児童及び生徒、学校教職員、個人及び団体で、３月に表彰を行います。表彰基準は次のとおりです。

（1）表彰基準

表彰区分	表彰基準	
児童及び生徒の表彰	（1）　有益な調査、研究、発明又は工夫考案をしたもの	行政機関その他公法人等（以下「公的機関」という。）が主催又は後援する東京都規模以上の大会、審査会、選考会等において入賞（佳作入賞を除く。）したもの
	（2）　学校教育に係るクラブ活動、部活動等の対外活動、コンクール等において著しい成果をあげたもの	ア　公的機関が主催する全国規模又は関東規模の大会等に出場したもの
		イ　公的機関が後援する全国規模又は関東規模の大会等で上位６位相当の賞を得たもの
		ウ　公的機関が主催する東京都規模の大会等で上位３位相当の賞を得たもの
		エ　公的機関が後援する東京都大会規模の大会等で優勝、最優秀賞等の最高賞を得たもの
	（3）　前２号に掲げるもののほか、委員会が表彰することが適当であると認めたもの	具体的な事案に応じ協議する。
学校教職員の表彰	（1）　教育上の有益な調査、研究、発明又は工夫考案について、功績が顕著又は成績が優秀な者	ア　調査、研究等の推進における中心的な役割を果たすとともに、長年にわたり継続して行い、その成果が高い評価を受け広く認められている者
	（2）　前号に掲げるもののほか、委員会が表彰することが適当であると認めた者	具体的な事案に応じ協議する。
個人及び団体の表彰	（1）　学校教育の支援並びに社会教育の普及及び振興について特に功績が顕著なもの	ア　学校支援活動を５年以上実践し、特に功績が顕著なもの
		イ　社会教育又は社会体育活動を 10 年以上実践し、特に功績が顕著なもの
	（2）　体育、芸術等の文化活動において、全国規模の大会で入賞したもの	ア　国際的な活動又は世界大会、オリンピック等に出場をしたもの
		イ　日本記録等を達成したもの
		ウ　全国規模の大会で上位３位相当の賞を得たもの
	（3）　前２号に掲げるもののほか、委員会が表彰することが適当であると認めたもの	具体的な事案に応じ協議する。

（2）表彰候補者の推薦と決定

前年の 12 月からの功績により、表彰対象となる候補者の推薦は、10 月から 12 月初旬の間で受け付けています。

被表彰者の決定は、表彰審査会に諮り、表彰が適当であるか否かを審査し、教育委員会で被表彰者として決定されます。

（3）年度別被表彰者数

年度	児童及び生徒の表彰	学校教職員の表彰	個人及び団体の表彰	計
R４	・個人 １０人 ・団体 ４ 団体	・個人 ４ 人	・個人 ４人 ・団体 ３ 団体	・個人 １８ 人 ・団体 ７ 団体
R３	・個人 １０人 ・団体 ４ 団体	・個人 ２ 人	・個人 １人 ・団体 ３ 団体	・個人 １３ 人 ・団体 ７ 団体
R２	・個人 １０人 ・団体 ４ 団体	・個人 ２ 人	・個人 １人 ・団体 ３ 団体	・個人 １３ 人 ・団体 ７ 団体
R１	・個人 １４ 人 ・団体 ４ 団体	・個人 ２ 人	・個人 ３ 人 ・団体 ５ 団体	・個人 １９ 人 ・団体 ９ 団体
H30	・個人 ２１ 人 ・団体 ２ 団体	・個人 ３ 人	・個人 ３ 人 ・団体 ４ 団体	・個人 ２７ 人 ・団体 ６ 団体
H29	・個人 １９ 人 ・団体 ６ 団体	・個人 １ 人	・個人 １ 人 ・団体 ５ 団体	・個人 ２１ 人 ・団体 １１ 団体
H28	・個人 ２４ 人 ・団体 ３ 団体	・個人 ３ 人	・個人 ３ 人 ・団体 ６ 団体	・個人 ３０ 人 ・団体 ９ 団体
H27	・個人 ２９ 人 ・団体 ２ 団体	・個人 ２ 人	・個人 １ 人 ・団体 ５ 団体	・個人 ３２ 人 ・団体 ７ 団体
H26	・個人 ２２ 人 ・団体 ２ 団体	・個人 ２ 人	・個人 １ 人 ・団体 ５ 団体	・個人 ２５ 人 ・団体 ７ 団体
H25	・個人 １７ 人 ・団体 ５ 団体	・個人 １ 人	・個人 ２ 人 ・団体 ５ 団体	・個人 ２０ 人 ・団体 １０ 団体

4　教育委員会の広報活動

教育委員会では、広く市民に開かれた教育行政を推進するため、教育広報等の発行やホームページ等を活用し、積極的に情報の発信に努めています。

（1）教育委員会関係機関の発行の広報紙

広報紙名	内　　容
教育広報「福生の教育」	教育委員会所管の行政情報、事業や学校の取組などの紹介 ４月・７月・10 月・１月の年４回発行し、市内全世帯に配布しています。
公民館ふっさ	公民館の事業のお知らせ ８月・11 月・２月の年３回発行し、市内全世帯に配布しています。
教育委員会要覧	教育委員会所管の行政情報、事業や取組等を年度版としてまとめて発行 市役所情報コーナー及び図書館等に配備、ホームページに掲載、関係者に配布しています。

（2）教育委員会のホームページ

福生市ホームページ（https://www.city.fussa.tokyo.jp/）から、福生市教育委員会のページが閲覧できます。各小中学校や教育センター、図書館等のホームページにリンクされています。

また、市内体育施設や地域会館など、施設の予約や空き状況の検索もできます。